

○瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童若しくは生徒(法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)又は就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するため、瀬戸市が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、瀬戸市に住所を有し、公立の小学校若しくは中学校(以下「公立小中学校」という。)に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれにも該当する者から瀬戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定する。

(1) 次のいずれにも同意する者

ア 第4条の申請書の記載事項について、住民基本台帳の確認及び審査に伴う課税状況、児童扶養手当の受給状況、他市町村の新入学児童生徒学用品費(他市町村における同等の施策を含む。)の受給状況等の所要の調査すること。

イ 保護者の負担することとなる給食費について、教育委員会が就学援助費から充当すること。

ウ 学校諸費を滞納している場合は、就学援助費を学校長(公立小中学校の学校長をいう。以下同じ。)経由の支給に変更することとし、変更後の就学援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任すること。

エ 第5条の規定による認定を受け、第3条の新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後に、公立小中学校に入学を予定していた就学予定者又は児童生徒が公立小中学校に入学しなかった場合は、当該新入学児童生徒学用品費を返還すること。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

イ 就学援助を受けようとする年度又はその前年度において、次のいずれかの措置を受け、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者(ウに該当する者を含め、以下「準要保護者」と総称する。)

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号。以下「市税条例」という。)第24条第2項の規定に基づく市民税の非課税

(ウ) 市税条例第51条の規定に基づく市民税の減免

- (エ) 市税条例第 71 条第 1 項第 3 号の規定に基づく固定資産税の減免
- (オ) 瀬戸市国民健康保険条例(昭和 36 年瀬戸市条例第 1 号)第 21 条の規定に基づく国民健康保険料の減免
- (カ) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律 238 号)第 4 条の規定に基づく児童扶養手当の支給
- (キ) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条及び第 90 条の規定に基づく国民年金の保険料の免除
- (ク) 生活福祉資金による貸付け

ウ ア及びイのほか、特に経済的に困窮していると教育委員会が認める者

- 2 親権を行うものが児童生徒又は就学予定者と別居し、かつ、監護及び教育を行わないと認められるときは、当該児童生徒又は就学予定者と同居し、かつ、監護及び教育を行う者を保護者とみなす。
- 3 親権を行うものが児童生徒又は就学予定者とやむを得ず別居する場合であっても、生計を一にして引き続き監護及び教育を行うときは、第 1 項の規定にかかわらず支給対象者は、瀬戸市の区域内に住所を有することを問わないこととする。

(援助費目及び支給額)

第 3 条 要保護者又は準要保護者として認定された者に対する就学援助は、次に掲げる費目について行うものとする。

- (1) 学用品費等 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習材料を含む。)の購入費
- (2) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費、見学科等。ただし、4 月 1 日から翌年 1 月末日までの実施分に限る。
- (3) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、見学科等
- (4) 通学費 公共交通機関により通学している児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費のうち、教育委員会が必要と認めるもの
- (5) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科等並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送代、しおり代、通信費及び旅行取扱料金
- (6) 新入学児童生徒学用品費 新たに入学する児童生徒が通常必要とする学用品等の購入費
- (7) 学校給食費 児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

- 2 生活保護法第 13 条の規定による教育扶助受給者には、前項第 5 号に規定する費目以外については支給しない。
- 3 瀬戸市立の小学校又は中学校以外の公立小中学校に在学する児童生徒には、第 1 項第 4 号に規定する通学費及び同項第 7 号に規定する学校給食費を支給しない。
- 4 就学援助費の支給額は、第 1 項に規定する費目について、予算の範囲内で毎年度教育委員会が定めるものとする。
- 5 第 1 項第 6 号に規定する新入学児童生徒学用品費は、他市町村の新入学児童生徒学用品費(他市町村における同等の施策を含む。)を受給(物品等の支給を含む。)していない場合に限る。
- 6 区域外就学の児童生徒については、次のとおりとする。
 - (1) 瀬戸市外に転出した児童生徒で、瀬戸市立小中学校に在籍している場合は、当該児童生徒の就学援助費を支給するものとする。
 - (2) 瀬戸市に住所がある児童生徒で、区域外就学により瀬戸市立以外の学校に在籍している場合は、当該児童生徒の就学援助費は支給対象外とする。
- 7 前項について、他市町村と協議のうえ決定した事項については、この要綱に定める限りでない。

(申請)

第 4 条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）に証明書類等を添えて、教育委員会又は学校長(就学予定者の保護者による申請を除く。)に教育委員会が指定する期日までに提出するものとする。

(認定)

第 5 条 教育委員会は、前条に規定する申請があつたときは、申請書を審査し、認定の可否を決定する。なお、第 2 条第 1 項第 2 号に規定する要件の適用に関して、年度途中の学期単位で再審査及び再認定に係る事務を行うこととし、2 学期分(8 月 1 日から 12 月末日まで)は 8 月 1 日、3 学期分(1 月 1 日から 3 月末日まで)は 12 月 1 日現在の状況をもって審査するものとする。

- 2 前項の認定又は再認定の際は、教育委員会は必要に応じ学校長の意見又は民生委員若しくは福祉事務所の長の意見を求めることができる。
- 3 提出された申請書について、添付書類の不備、所得未申告等の理由により認定できない場合、当該申請日より起算して 30 日を経過した日をもってその申請を無効とする。
- 4 第 7 条第 1 項第 1 号の規定により認定を取り消された後、当該年度中に第 2 条の要件を満たすことにより再認定する時期は、第 1 項の規定にかかわらず、当該要件を満たし、第 4 条の申請書を提出した日の属する月の翌月 1 日とする。

(認定の通知)

第 6 条 教育委員会は、前条第 1 項により認定の可否を決定したときは、保護者及び学校長又は愛知県教育委員会にその結果を通知する。

- 2 年度途中の再審査の結果については、認定状況に変更があった場合に限り、保護者に通知する。なお、学校長へは全員の就学援助認定結果を通知する。

(認定の取消し)

第 7 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第 2 条に規定する支給対象者の要件を満たさなくなった場合
- (2) 転出に伴う転校をした場合
- (3) 就学予定者で公立小中学校に入学をしなかった場合。ただし、入学しなかった事由が就学予定者の死亡を起因とする場合を除く。
- (4) 対象児童生徒が死亡した場合

2 前項により、認定を取り消す場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日をもって認定を取り消すものとする。

- (1) 前項第 1 号又は第 3 号に規定する場合 事由が発生した日
- (2) 前項第 2 号に規定する場合 就学中の公立小中学校を退校する日
- (3) 前項第 4 号に規定する場合 事由が発生した月の末日

3 虚偽の申請による認定があった場合は、その認定は元よりなかったものとする。

(就学援助費の支給方法)

第 8 条 就学援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で直接支給対象者に対して行うものとする。ただし、保護者が学校諸費を滞納している場合は、学校長を経て保護者に支給することができる。

2 前項に規定する保護者に係る学校諸費について、未納がある場合は就学援助費から当該金額を充当することができる。

3 学校給食費については、教育委員会が保護者の負担することとなる金額を就学援助費から瀬戸市へ充当する。ただし、新規申請分については、申請日の属する学期は保護者への支払いとし、翌学期分より瀬戸市への充当とする。

(返還)

第 9 条 第 5 条により認定され、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後に、公立小中学校に入学を予定していた就学予定者又は児童生徒が公立小中学校に入学しなかった場合は、当該新入学児童生徒学用品費を返還するものとする。

(補助機関)

第 10 条 支給事務について、教育委員会が学校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び学校長は次の事務を行うものとする。

- (1) 学校長は、該当児童生徒の学校諸費の滞納を調べ、教育委員会の支給された就学援助費から滞納分を充当したのち、保護者に残金の支給を行う。
- (2) 教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、学校長が行う支給事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第 11 条 教育委員会は、保護者又は業者の請求書、受領書及び支給明細書を他の関係書類とともに整理し、保存する。

(その他)

第 12 条 この要綱の実施に必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。